別紙1

居宅介護支援及び介護予防支援の利用料は、法定代理受領(保険者が、サービスの利用者に代 わって費用をサービス提供事業者に支払うこと)により、当事業所に対し、保険給付等が支払 われる場合、**利用者の自己負担はありません。**

居宅介護支援費 2024.4 現在

要介護度区分		
	要介護1・2	要介護3~5
取扱い件数区分		
介護支援専門員1人に当りの取	居宅介護支援費 I (i)	居宅介護支援費 I (i)
扱件数が 45 未満の場合	(単位数 1,086)	(単位数 1,411)
	10,860 円	14,110 円
〃 45 以上の場合におい	居宅介護支援費 I (ii)	居宅介護支援費 I (ii)
て、45 以上 60 未満の部分	(単位数 544)	(単位数 704)
	5,440 円	7,040 円
〃 45 以上の場合におい	居宅介護支援費 I (iii)	居宅介護支援費 I(iii)
て、60以上の部分	(単位数 326)	(単位数 422)
	3,260 円	4,220 円

- ※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上 記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 当事業所が高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の減算に該当する場合は、上記金額の -1/100となります。(※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日からの適用)
- ※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より約2,000円を減額することとなります。
- ※ 当事業所と同一建物に居住する利用者、同一敷地内・隣接する敷地内の建物に居住する利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合は、95/100 となります。
- ※ 居宅介護支援費については 45 件以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費 ii 又はiii を算定します。

		加	算	加算額	算	定	口	数	等
	要。	3,000 円/回	新規に居宅サ						
要介護度の対象を	加算		援者が要介護 作成する場合	配圧で	文りた	ら七ツ・	一と人前画を		
し	に (単 位 数 300) よ る		要介護状態区サービス計画				更になり居宅		

	入院時情報連携加算 (I)	2,500 円/月	介護支援専門員が <u>入院した日のうち</u> に当該病
	(単位数250)		院又は診療所の職員に対して必要な情報提供
			を行った場合(提供方法は問わない)
		2,000 円/月	介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々
	入院時情報連携加算 (II)		日に当該病院又は診療所の職員に対して必要
	(単 位 数 200)		な情報提供を行った場合
			(提供方法は問わない)
	退 院 • 退 所 加 算		退院等に当たって病院職員等から必要な情報を
	(単位数 連携1回450	4,500 円/回	受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービ
	連携 2 回 600)	6,000 円/国	ス等の利用に関する調整を行った場合
			(入院又は入所期間中1回を限度)
			退院等に当たって病院職員等から必要な情報を
	退院・退所加算	6,000 刊/国	受け、加えてカンファレンスに参加し、居宅サ
	(単位数 連携1回600	7,500 ∄/⊞	ービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に
	連携2回750	9,000 円/回	関する調整を行った場合
	連携3回900)		(入院又は入所期間中1回を限度)
	通 院 時 情 報 連 携 加 算 (単 位 数 5 0)	500円	利用者が病院又は診療所において医師の診察
			を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要
			な情報の提供等を行った場合
			(利用者一人につき1月に1回を限度)
		2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は
	緊急時等居宅カンファレンス加算 (単 位 数 200)		診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、
			カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サ
			ービス等の利用調整を行った場合
			(一月に2回を限度)
	特定事業所加算 (III) (単位数 323)	3,230 ∄	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっ
			ての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を
			定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定
			める基準に適合する場合
			(一月につき)
			ı

介護予防支援費

要介護度区分	
	要支援 1 ~ 2
取扱い区分	
介護予防支援費(Ⅱ)	介護予防支援費 II
指定居宅介護支援事業所が行う場合)	(単位数 472)
	4,720 円

※ 当事業所が高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の減算に該当する場合は、上記金額の-1/100 となります。(※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日からの適用)